

マイナンバー制度が始まります！

10月から始まるマイナンバー制度(社会保障番号制度)についてお知らせします。マイナンバー制度は、住民票を有する住民一人一人が持つ12桁の番号(個人番号)を、社会保障・税災害対策分野で活用することで「公平・公正な社会の実現」、「住民の利便性の向上」、「行政の効率化」を図るための社会基盤です。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーで 何ができるの？

一人一人が個人番号(マイナンバー)を持つことにより、さまざまな情報を同一人の情報かどうか正確に確認することができ、平成29年7月から国の機関と市役所などの情報連携が始まり、一部の申請書類の簡素化などができます。



マイナンバーが 必要な場面

平成28年1月から運用開始され、当面は特定の業務の申請時に、カードを提示しマイナンバーの記載及び本人確認などに使用します。

- **社会保障分野**
医療保険の手続き、福祉の給付、生活保護の実施、雇用保険の手続きなど
 - **税分野**
確定申告書、届出書などに記載、賃金などを支払う事業者に提示など
 - **災害対策分野**
大規模災害時の被災者台帳の作成など
- ※その他市役所などが条例で定める事務

覚えておきたい 4つのこと

- ① **マイナンバーを郵送します**
原則、住民票の世帯ごとに送付されます。やむをえない理由により住民票の住所地で受け取れない場合は、9月25日までに市役所に申請が必要です。
- ② **簡易書留でお届けします**
● マイナンバー通知カード
● 個人番号カードの申請書と返信用封筒
- ③ **説明書**
● 個人番号カードの申請
個人番号カードは、郵送又はオンラインで申請することができます。
- ④ **個人番号カードの受け取り**
個人番号カードは申請後、市役所の窓口で受け取ります。その際に次のものがが必要です。

マイナンバーは生涯にわたって使う大切な個人番号です！
むやみに他人に番号を教えたりしないようにしましょう！
市役所などでの申請手続きの際には通知カードまたは個人番号カードをお忘れなく！

- マイナンバー通知カード
 - 市役所から郵送される交付通知書
 - 本人が確認できるもの(運転免許証など)
 - 住民基本台帳カード(お持ちのかたのみ返納する必要があります)
- ※本人確認や暗証番号の確認があるため、原則、受け取りは本人に限りません。

通知カードと 個人番号カード

○ **通知カード**
マイナンバーを確認する場面で利用できます。通知カードのほか、運転免許証など本人確認できるものが必要です。

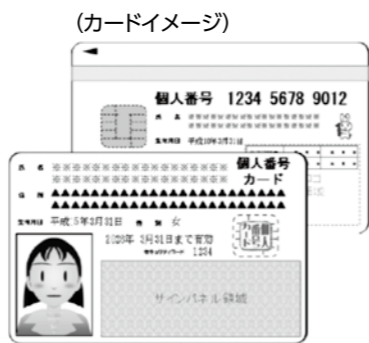


○ **個人番号カード**

申請により初回は無料で交付されます。身分証明書として利用でき、マイナンバーを確認する場面でもこのカードのみで本人確認ができます。電子証明書(電子)上で本人であることを証明する

る仕組み)の機能も搭載されています。

有効期限・10年(20才未満は5年)ただし電子証明書の機能は5年で更新が必要です。



こんな時は…

● **カードを紛失してしまった(通知カードの場合)**市役所まで連絡してください。一定の手続き

後に再発行などを行うことができます。

● **(個人番号カードの場合)**すぐに、国のコールセンターへ連絡してください。一定の手続き後に再発行をすることができます。

※どちらも再発行には手数料がかかる予定です。

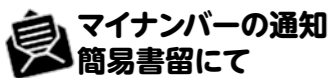
● **個人情報の漏えい心配だ**
個人情報取り扱いについては、一か所に情報を集める「一元管理」ではなく「分散管理」をします。また個人番号カードには所得や健康などのプライバシー性の高い情報は記録されません。

● **成りすましされるのでは？**

市役所などの窓口では、個人番号カードや運転免許証などによる厳格な本人確認を申請ごとに実施します。行く先々の窓口で

今年10月から12月にかけてマイナンバー通知カードが送られます

住民票の住所に通知カードと申請書が世帯ごとに簡易書留で届きます。同封される申請書により個人番号カードの申請をすることができます。



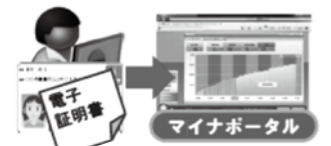
平成28年1月
マイナンバー制度スタート

マイナンバーの利用が開始されます。個人番号カードを申請した場合は、一定期間後に市役所から交付通知書が郵送されますので、受け取りに本人が来庁してください。



平成29年1月
国の機関同士での情報連携が開始されます

国の機関同士で情報連携が始まり、マイナポータル(インターネットで自分の情報などが確認できる)サービスが開始される予定です。



平成29年7月
市役所などの情報連携が開始されます

地方公共団体を含む情報連携をはじめ、市役所での申請手続きなどが一部簡素化されます。制度の本格的な運用が始まり、さまざまなサービスが利用できるようになります。



マイナンバーの問い合わせ先

国のコールセンター ☎0570・20・0178
市の専用回線※10月から ☎62・6074
内閣官房社会保障・番号制度ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
政府広報オンライン
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

カード提示と本人確認を求められる場合もありますが、成りすましを防止するための確認です。御協力をお願いします。

● **外国人はどうなるの？**
住民票を有していれば、個人番号を持ちます。